○文部科学省告示第七十三号

き、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律(平成二十三年法律第十五号)第三条第一項及び第四項の規定に基づ 公示する。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣 平野 博文

十一日まで
年四月六日 年十二月三
平成二十四 平成二十四
期間
指定をした 指定の有

美しき女庭師の帰還 同右	大アルベルトゥス 同右
 同 右	 同 右
同右	同右
同右	同右
同右	同右